

市道	安佐南3区	安佐南区東原三丁目155番地7地先	平成16年 10月4日
	705号線	安佐南区東原三丁目155番地13地先	
市道	安佐南4区	安佐南区沼田町大字伴字柚ノ木8601番地8地先	平成16年 10月4日
	712号線	安佐南区沼田町大字伴字柚ノ木8601番地9地先	
市道	安佐北2区	安佐北区口田一丁目2252番地1地先	平成16年 10月4日
	29号線	安佐北区口田一丁目2036番地2地先	
市道	安佐北2区	安佐北区口田南八丁目1番地43地先	平成16年 10月4日
	1081号線	安佐北区口田南八丁目544番地21地先	
市道	安佐北3区	安佐北区可部東三丁目187番地3地先	平成16年 10月4日
	881号線	安佐北区可部東三丁目680番地1地先	
市道	安佐北3区	安佐北区亀山六丁目1630番地6地先	平成16年 10月4日
	882号線	安佐北区亀山六丁目1630番地14地先	
市道	安佐北3区	安佐北区亀山八丁目362番地38地先	平成16年 10月4日
	883号線	安佐北区亀山八丁目362番地35地先	
市道	安佐北4区	安佐北区あさひが丘五丁目721番地2地先	平成16年 10月4日
	515号線	安佐北区あさひが丘五丁目1023番地2地先	
市道	安佐北4区	安佐北区あさひが丘九丁目2756番地5地先	平成16年 10月4日
	516号線	安佐北区あさひが丘九丁目2756番地3地先	
市道	安芸1区	安芸区中野五丁目2659番地20地先	平成16年 10月4日
	624号線	安芸区中野五丁目2659番地10地先	
市道	佐伯2区	佐伯区利松一丁目492番地9地先	平成16年 10月4日
	442号線	佐伯区利松一丁目492番地10地先	
市道	佐伯2区	佐伯区八幡一丁目1264番地5地先	平成16年 10月4日
	443号線	佐伯区八幡一丁目1264番地5地先	
市道	佐伯2区	佐伯区八幡三丁目1014番地5地先	平成16年 10月4日
	444号線	佐伯区八幡三丁目1014番地1地先	

市道	佐伯2区	佐伯区八幡四丁目73番地2地先	平成16年 10月4日
	445号線	佐伯区八幡四丁目74番地6地先	
市道	佐伯3区	佐伯区屋代三丁目245番地6地先	平成16年 10月4日
	313号線	佐伯区屋代三丁目251番地5地先	

~~~~~  
広島市告示第366号

平成16年10月5日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6の規定に基づき、平成16年10月5日に広島市・海田町合併協議会を廃止しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示第367号

平成16年10月6日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

~~~~~  
広島市告示第368号

平成16年10月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、平成16年5月18日付けで届出された下記の大規模小売店舗について、同法第8条第2項の規定により意見書の提出がありましたので、同法第8条第3項の規定に基づき、その概要を公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名 称 （仮称）山陽マルナカ広島中央店  
(2) 所在地 広島市中区西白島町22番6外

## 2 提出された意見の概要

- (1) 当該店舗の出入口に面した市道は、バス、タクシー、自家用車等の交通量が多いが、歩道も車道も幅員が狭くて現状でも非常に危険である。

大型スーパーの出店には期待しているが、中央公民館等に高齢者が通る道であり、通学路にもなっているため、現状の道路状態のままでは絶対に安全ではないと思う。

- (2) 交通安全のため、車道も歩道も道幅を拡張することを希望する。

大きなスーパーができることは、消費者にとって嬉しいことだが、買物に通る道は危険が多いので、安心して通れる道をつくってはほしい。

- (3) 現状では交通渋滞が発生することは必至であり、高齢者や子供（幼児）、身体障害者の方々を巻き込む交通事故が多発することも懸念される。

また、車両の転落防止用柵の強度及び緑樹帯の具体的な設置場所、空調機から出る騒音・熱について具体的（詳細）な説明が不足している。

以上のことから、次の項目について、誠意ある具体的な対策及び回答をお願いする。

ア 交通渋滞、待機車両を引き起こさないための具体的な措置について

イ 付近を通行する、高齢者・子供・身体障害者に対する具体的な安全対策について

ウ 車両、空調機から出る、騒音・熱に対する具体的な防音・防熱対策について

中央公民館は、地域・区民の大切なコミュニティ活動の拠点となる施設であり、皆さんが便利で安心して集える、そんな場所として存続させていきたいので御協力をお願いする。

- (4) マルナカが出店するのであれば、公民館の利用者が安全に横断できるよう信号機を設けてほしい。
- (5) 建設予定地の周辺は老人福祉センターや公民館があり、乳母車や杖をついた高齢の歩行者が多いので、店舗をセットバックして歩道を広げてほしい。

バスの出入りが頻繁にあるので、歩道を拡幅してほしい。

駐車場への出入口を変更して、歩行者が安心して歩けるように配慮してほしい。

- (6) 交通車両増加に伴う問題について適切な対策をお願いする。

ア 通行者の安全確保のため警備員の終日配備をお願いする。

イ 高齢者・障害弱者のため、歩行者道路の拡幅と安全な歩道への改善をお願いする。

ウ 店舗駐車場内に歩行者通路の確保をお願いする。

エ 店舗東側市道は、車道としても狭く、国道幹線道路からの車両流入やバスの出入りがあり、現在でも交通量が多いので、出店者側と行政の交通対策をお願いする。

- (7) マルナカの出店により交通が混雑し、高齢者が多いので危険である。

- (8) 高齢者の多い地域のため、交通安全対策を万全にお願いしたい。

- (9) 現在でも大型バス等の車の出入りが多い所である。

マルナカ出店で交通が混雑すれば歩行者の安全が脅かされる。

歩行者が安心して歩行できることを最優先に考えてほしい。

- (10) 今でも渋滞するのに、交通量が増えれば近隣の住宅地にも交通公害が及ぶ。

一方通行による制限や歩道の安全地帯確保は絶対必要である。

- (11) 中央公民館を利用しているが、歩道を高齢者や電動カートの人に出会ったら車道に下りて道を譲ることもある。これ以上車が増えることは困る。

- (12) この地区は高齢者も多く、交通事情なども考慮し、歩行者の安全には万全を期すこと。

- (13) 広電バスなど車の出入りが多い道路なので、騒音問題も心配しているが、特に道路幅の拡幅を絶対重視で検討してもらいたい。

- (14) 高齢者の多い地域なので、今以上に交通量が増えて危険が増すことは、高齢者にとって外出する動機を奪いかねない。

- (15) 中央公民館に出入りする高齢者のために、警備員の配置か信号機の設置をお願いする。あくまで歩行者優先でお願いする。

- (16) 大型店の出店により車が増加し、事故率の向上ははっきりしている。そのための市税の負担増も確実である。基町出店のメリットはなく、出店に絶対反対する。

- (17) 高齢者は今でも郵便ポストや公民館に行くのに、車に気を使っている。これ以上車の出入りが増えるのは、危険であり絶対に困る。

- (18) 基町の住宅街は、原爆スラム街のイメージが未だに残っているので、都心にも近く広島城の横でもあり、市・事業者・住民が一体となって活力ある新しい街づくりをするよう希望する。

- (19) まちづくりのため、1年間に何度か地域の住民が集まれるイベントを企画してほしい。

- (20) 基町・白島の商店街空洞化の進行に歯止めをかけてほしい。あわせて、行政の立場で「まちづくり支援」をお願いする。

広島市は、基町団地の店舗のような地域に根ざした店舗がなくならないよう、地元商店街活性化・街づくりの具体的援助をしてほしい。

- (21) 基町商店会、白島商店会など小さい商店は売上げが下がり、死活問題である。マルナカの出店には絶対反対である。

この地区に長年住んでいる者や商売している者のことも考えてほしい。

- (22) 激安大型スーパーの出店により、近隣特に基町・白島地域の中小小売店は壊滅的な影響を受ける。廃業・倒産が相次ぐことになれば、地元商店街はゴーストタウンになると予想される。高齢者や弱者にきめ細かい商売をしていた店もなくなる。市役所も店舗の家賃収入がなくなる。そのため、公営住宅の空家解消と地元商店街の活性化、スーパー「マルナカ」との協議調整機関の設置を求める。

- (23) 地元小売店にとって大型店の出店は死活問題である。

私たち小売店は、ねたきり老人・痴呆老人のため、御用聞き配達もしています。

詐欺等の生活相談にものって守っています。

- (24) 大型店出店に絶対反対。古くからある地元小売店がなくな

れば、人情味あふれる近所付き合いができなくなる。地元の人間どうしの付き合いを大切にしてほしい。

- ㉔ 大きな店ができるのはよいが、夜遅くまでの営業はしないこと。

来店車両や来店者による騒音がないようにすること。

- ㉕ 大量の車両流入は、道路沿いの高層アパートに大気汚染を引き起こす危険がある。緑に囲まれた静かな生活空間を守ってほしい。

- ㉖ 店内の床タイルは、子供・老人が転倒しないように、すべり止めのタイルを使用してほしい。店内に、弁当や惣菜を購入して、飲食のできる場所を設けてほしい。

- ㉗ 店内について、高齢者や障害者のために以下のことを配慮してほしい。

ア 車椅子・電動スクーターが通れるように、通路の幅を十分確保すること。

イ 通路に物を置かないこと。

ウ 表示を大きくはっきりとすること。

エ かごの上げ下ろし、詰め替えの手伝いなど、対応を丁寧にする。

オ ベンチをいろんな場所に置くこと。

- ㉘ 基町・白島地域は老人が多いので、当該敷地に市が老人ホームを設けることはできなかったのか。

- ㉙ 大型スーパー山陽マルナカが出店することは、近くで大変便利になり大いに利用したいと思います。出店を歓迎します。

### 3 提出された意見書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済局経済振興課

- (2) 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号

広島市中区役所市民部市政振興課

### 4 提出された意見書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

- (1) 縦覧期間

平成16年10月7日から11月8日まで（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。）

- (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

~~~~~  
広島市告示第369号

平成16年10月7日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

広島市安佐北区三入一丁目乙1439番、1439番1、1440番1

2 開発面積

A=448.78平方メートル

3 許可を受けた者の住所及び氏名

広島市安佐南区祇園二丁目26番8―305号

福永 哲也、福永 智恵

4 検査済証交付年月日

平成16年10月7日

~~~~~  
広島市告示第370号

平成16年10月8日

広島市ばい捨て等の防止に関する条例（平成15年広島市条例第47号）第13条第4項及び第15条第4項の規定により、美化推進区域及び喫煙制限区域を次のとおり変更しますので、同条例第13条第4項において準用する同条第3項及び第15条第4項において準用する同条第3項の規定により告示します。

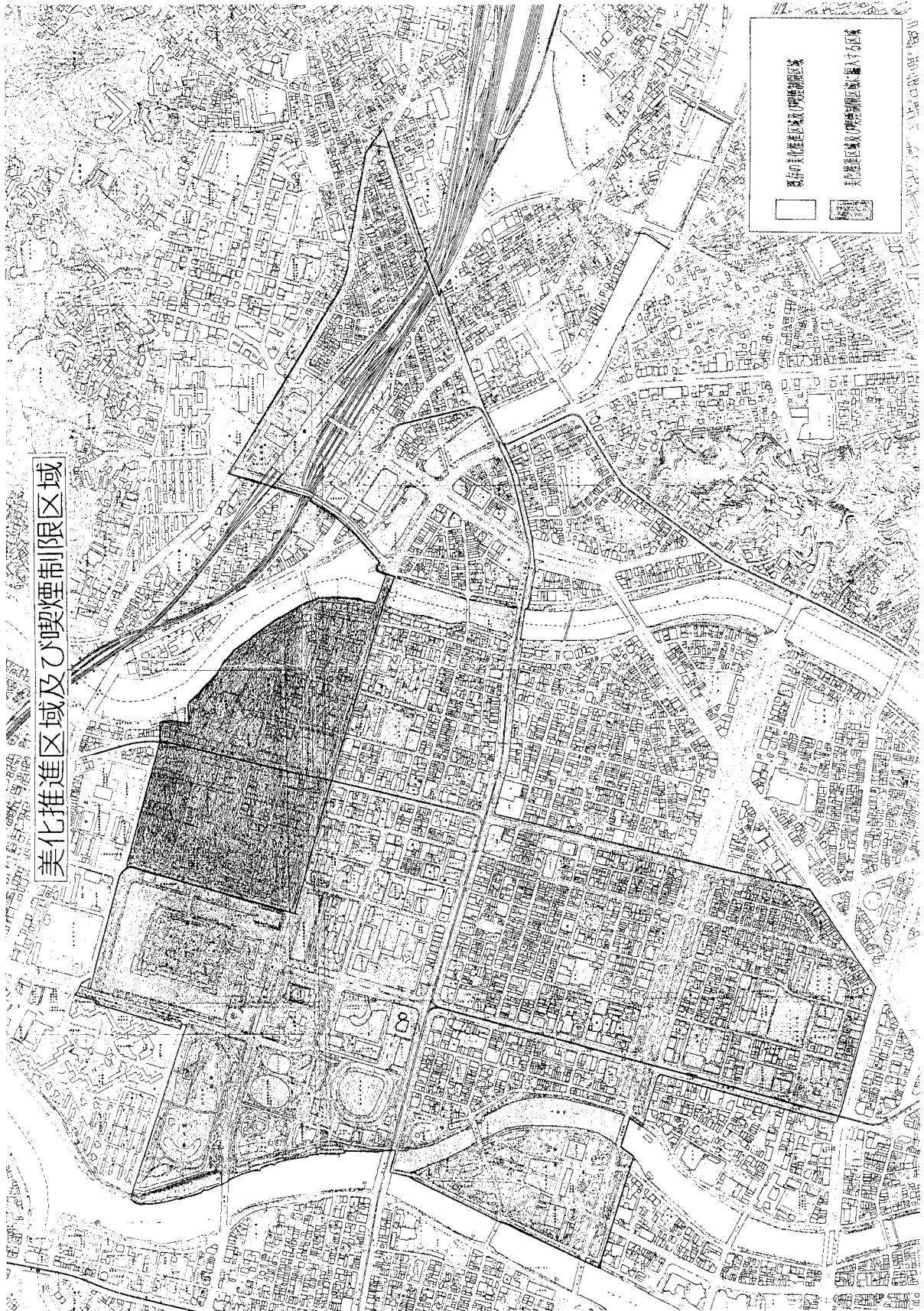
広島市長 秋 葉 忠 利

### 1 美化推進区域及び喫煙制限区域

別図のとおり

### 2 変更年月日

平成16年12月1日



## 広島市告示第371号

平成16年10月8日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、収入役の事務の一部を次のとおり委任させました。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 委任を受けた物品分任出納員  
広島市立口田小学校 教頭 隅本 慎子
- 2 委任させた事務  
口田小学校における物品の出納保管に関する事務
- 3 委任年月日  
平成16年9月29日
- 4 委任期間  
平成16年9月29日から平成16年10月28日まで

## 広島市告示第372号

平成16年10月8日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第10条の規定に基づき、路上駐車場の休止を告示した平成14年11月11日付け広島市告示第391号を次のとおり変更し、告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 一部休止を変更する駐車場  
広島市市営舟入町第一駐車場
- 2 変更後の一部休止する期間及び区画数

| 期 間                        | 区 画 数 |
|----------------------------|-------|
| 平成16年10月12日から平成16年11月30日まで | 14区画  |

なお、休止区画は工事が終了次第、再開するものとする。

- 3 変更する理由  
当該駐車場の一部休止していた13区画のうち、5区画（29番区画から33番区画）の原状復旧工事を実施するうえで、隣接する1区画（28番区画）を掘り返す必要があるため。

## 広島市告示第373号

平成16年10月12日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局道路管理課において縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

## 広島市告示第374号

平成16年10月12日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐南区上安六丁目の876番地の30の一部、乙889番地、丙889番地の一部、甲900番地の一部、乙900番地の一部、及び901番地の一部
- 2 開発面積  
2973.44平方メートル
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市安佐南区上安六丁目31番1号  
社会福祉法人アイジエール学園福祉会 理事 永見憲吾
- 4 検査済証交付年月日  
平成16年10月12日

## 広島市告示第375号

平成16年10月15日

別図第1に示す区域をもって別図第2に示すとおり町の区域を新たに設定し、並びに別図第1に示す町及び字の区域を別図第2に示すとおり変更し、並びに別図第3に示す区域をもって別図第4に示すとおり町の区域を新たに設定することについて、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）第5条の2第1項の規定に基づき公示します。

なお、公示した案に係る町の区域内に住所を有する者で市議会議員及び市長の選挙権を有する者は、この案に異議があるときは、市長に対して平成16年11月14日までに50人以上の連署をもって、理由を附してこの案に対する変更の請求をすることができます。

広島市長 秋 葉 忠 利